

大和市公告第 6 2 号

大和市柳橋ふれあいプラザ条例（平成 5 年大和市条例第 3 2 号）第 5 条の規定により、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり公募する。

令和 7 年 7 月 2 4 日

大和市長 古谷田 力

1 施設の概要

(1) 名 称 大和市柳橋ふれあいプラザ（以下「プラザ」という。）

(2) 位 置 大和市草柳三丁目 1 2 番地 1

(3) 建物の概要

ア 建築面積 1, 3 1 9. 6 4 m²（管理棟全体）

イ 延床面積 1, 1 9 9. 8 6 m²（管理棟 2 階プラザ施設部分）

ウ 施設内容 ロビー兼ギャラリー、第 1 集会室、第 2 集会室、会議室、トレーニング室、調理実習室、娯楽室、岩風呂、檜^{ひのき}風呂、談話室及び展示コーナー

2 申込期間

令和 7 年 7 月 2 5 日（金）から同年 9 月 1 2 日（金）まで（午前 8 時から午後 4 時 4 5 分まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）

3 申込場所

大和市環境管理センター施設課

4 使用料に関する事項

(1) 使用料の額は、大和市柳橋ふれあいプラザ条例に規定する額とする。

(2) 使用料は、市の収入とする。

5 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

6 指定管理者が行う業務の範囲及び内容

(1) プラザの使用の承認に関する業務

(2) プラザの使用料に関する業務

(3) プラザの施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、プラザの業務のうち、市長が必要と認めるもの

7 申込みの資格

- (1) 法人その他の団体であること（個人による応募は不可）。
- (2) 募集要項に定める欠格事項に該当しないこと。

8 選定の基準

- (1) プラザを使用する者に対し、平等な使用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) プラザの効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) プラザの適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) プラザの管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他市長が別に定める基準

9 その他

詳細は、募集要項による。